

奈良県道路の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県道路の整備に関する条例の一部を改正する条例

奈良県道路の整備に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「停車帯」の下に「自転車通行帯」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第十一条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第十二条第四項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第十三条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の県道（自転車道を設ける県道を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける県道にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の県道又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の県道（自転車道を設ける県道及び前項に規定する県道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該県道の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第十五条第一項中「又は第四種の県道」を「（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の県道で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「県道（

」を「県道で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（」に改める。
第十六条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。
第十七条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。
第三十七条第一項第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。
第四十六条中「第十三条第一項」の下に「、第十五条第一項及び第二項」を加える。
第四十七条中「第十三条」の下に「、第十三条の二第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の奈良県道路の整備に関する条例第十三条の二並びに第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。